

国民健康保険税減免基準表（長久手市国民健康保険税条例施行規則から抜粋）

減免対象		減免率	減免対象 納期区分
失業、休廃業等により申請年度の賦課期日の属する年中における地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の5に規定する世帯主(擬制世帯主を含む。)及び被保険者の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「総所得金額等」という。)の見込額が前年中における総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められるとき	前年中における総所得金額等が110万円以下の者	所得割額の全額	当該事由が発生したことにより国民健康保険税の減免を受けようとする申請のあった日の属する年度の国民健康保険税
	前年中における総所得金額等が110万円を超え310万円以下の者	所得割額の2分の1に相当する額	
	前年中における総所得金額等が310万円を超え510万円以下の者	所得割額の10分の3に相当する額	
自己(その世帯に属する被保険者を含む。以下同じ。)が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害補償金等により補てんされる金額を除く。以下同じ。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満のとき	前年中における総所得金額等が510万円以下の者	2分の1に相当する額	被害を受けた日から6月以内に到来する納期分
	前年中における総所得金額等が510万円を超え760万円以下の者	4分の1に相当する額	
	前年中における総所得金額が760万円を超え1,010万円以下の者	8分の1に相当する額	
自己が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額がその住宅又は家財の価格の2分の1以上のとき	前年中における総所得金額等が510万円以下の者	全額	
	前年中における総所得金額等が510万円を超え760万円以下の者	2分の1に相当する額	
	前年中における総所得金額が760万円を超え1,010万円以下の者	4分の1に相当する額	
被保険者が長期療養を要する(現に継続して6月以上療養中又は療養を要すると認められる)者で当該年中における総所得金額等の見込額が前年中における総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められるとき	前年中における総所得金額等が110万円以下の者	全額	当該事由が発生したことにより国民健康保険税の減免を受けようとする申請のあった日の属する年度の国民健康保険税
	前年中における総所得金額等が110万円を超え210万円以下の者	2分の1に相当する額	
	前年中における総所得金額等が210万円を超え310万円以下の者	10分の3に相当する額	
その他特別の事情があるとき		必要と認め率	市長が必要と認める納期分